

MANAGEMENT REPORT 2025

SUMMER

発行 ひかりアドバイザーグループ (HAG)

編集人

HAG 代表 光田周史

ひかりアドバイザーグループ



CEO 光田 周史



■ 20周年に向けて20億円達成

おかげさまで無事に2024 - 2025年6月期の事業年度を締め括ることができました。本稿執筆時の速報値ですが、2024-2025年6月期のグループ土業5法人を合わせた総収入高は、目標としていた20億円を超えて21億円になりました。来年2026（令和8）年にグループ創立20周年を迎えますが、それに向けて総収入高20億円の目標を達成できたことは、日頃からお力添えいただいているお客様はじめ関係各位のご支援の賜物に他ならず、改めて心から感謝申し上げる次第です。

ひとくちに21億円と言いますが、1万円札にして21万枚。1万円札の横の長さが約16cmですから、21万枚を横に並べると、 $0.16\text{m} \times 21\text{万} \approx 3\text{万}4\text{千}\text{m}$ 、つまり34kmになります。新幹線の京都 - 新大阪間が約39kmですから、その距離にほぼ匹敵します。あるいは、1年365日は秒数にすると、 $60 \times 60 \times 24 \times 365 \approx 32\text{百万秒}$ になります。したがって、毎秒ごとに1円を積み立てていくと、68年かけて21億円になりますから（32百万円×68年）、68歳になる小職がおぎゃーと生まれた瞬間から親が毎秒1円づつ貯金箱に入れてくれていれば、既に21億円に達したというわけです。ただし、贈与税のことは無視していますが…（笑）

■ 上場会社にも匹敵？

一方、上場会社に目を向けても、売上高が20億円に満たない会社は少なくありません。グロース市場に至っては売上高1億円などという会社でも大きな顔をしていますから、それらに比べると立派なものだと自画自賛しています。

とはいえ、ボリュームだけで事業の成否を語ることはできません。その中身こそが重要であることは言を俟ちません。むしろ、社会に対する一定の影響力を持つに至ったという意味での責任の大きさを感じています。お客様やお取引先はもちろんのこと、役職員とその家族を含めた多くの関係者に対して責任を負っているということの「重さ」を改めて痛感しているところです。

■ グループ創立20周年記念事業

前述しましたように、来年2026（令和8）年4月、ひかりアドバイザーグループは創立20周年を迎えます。創立当初の収入規模は2億円にも満たなかったことを振り返りますと、感慨深いものがありますが、私たちは数字に表れる成長だけでなく、地域との連携、顧客との信頼関係、そして人材育成にも注力してまいりました。

現在、鋭意企画を進めています。20周年記念事業では、これまでの歩みを振り返るとともに、次の時代への展望を共有する機会として、社内外の皆様との絆をさらに深める場にしたいと考えています。



■ 新年度、そしてさらなる未来に向けて

次の事業年度（2025 - 2026年6月期）においても、ひかりアドバイザーグループでは、「人」を軸とした持続的な成長を目指す所存です。AIの台頭をはじめとして激しく変化する社会環境下においても、役職員一人ひとりの柔軟な発想と挑戦する姿勢が、組織の未来を切り拓く最大の力になると信じています。

テクノロジーが進化し、社会の枠組みが再定義される時代だからこそ、私たちは「変わらない価値」を守りながら、「変わるべき挑戦」に取り組み続けます。次の10年はもちろん、2040年、そして2050年に向けて、地域社会・顧客・パートナーと共に歩み続ける事業体でありたいと考えています。

HAG ひかりアドバイザーグループ

〒604-0872 京都府京都市中京区東洞院通竹屋町下る ひかりビル TEL.075-252-1300 FAX.075-252-1301





■ ”3年役員”要件撤廃で広がる承継チャンス ～中小企業の事業承継、今こそ攻めどき～

2025年度税制改正により、法人版・事業承継税制の後継者要件が大幅に緩和されました。従来の「3年以上継続して役員を務めていること」という要件が撤廃され、2025年1月以降の贈与については、贈与直前に役員であれば制度の適用が可能となります。これにより、事業承継の選択肢が一気に広がりました。

ただし特例承継計画の提出期限（2026年3月31日）は据え置きのままです。後継者が役員未就任のケースで本制度を利用する場合には、臨時株主総会等を活用して速やかに役員就任の手続きを進めることが不可欠です。

また現在の株価や利益水準を踏まえた早期の自社株贈与は相続税対策としても非常に有効です。制度延長の見通しは立っておらず、「使えるときに使う」という判断が求められます。

■ 一過性の利益に、三年で勝つ ～注目のAIサーバー節税スキーム～

今年度は業績好調だが、来期以降の利益は不透明。そんな顧問先様に最適な「一過性利益対策スキーム」が登場しました。

中小企業経営強化税制を活用した「AIサーバー投資」は、投資額の100%を初年度に即時償却可能。従来の生命保険や航空機リース型商品と異なり、最短3年で完結し、さらに収益は毎月定額で受取る（1台あたり上限21万円）など、キャッシュフローの見通しも非常に明確です。

最低投資額は660万円（税込）から。為替リスクも上限で制限されており、ドル建てへの不安を抑えつつ、総収益率は約120%というリターンも期待できます。

クラウド・AI・リースと間くと複雑に感じがちですが、本件は実物資産を用いた明快な設備投資型スキーム。短期節税と安定収益の両立が図れる「守り」と「攻め」のハイブリッドです。

利益繰延や財務基盤の安定化を図る有力な選択肢として、今後も継続的に情報提供を進めてまいります。ご関心のある方は、担当者までお気軽にお声がけください。



■ AIが登記を行う時代に ～司法書士が不要になる日は来るのか～

2024年に発覚した大阪・ミナミの「地面師」事件は、不動産登記制度だけではなく、商業・法人登記制度の盲点を突いた巧妙な詐欺事件として注目を集めました。事件では、被疑者らが廃墟ビルを狙い、法人の代表者になりすまして13億円規模の不動産取引を持ちかけたとされます。法人の代表者の変更は（犯罪であるか否かは別として）仕組みを理解すれば行うことは可能です。2017年には積水ハウスを巻き込んだ著名な事件も発生し、Netflixでも取り上げられるなど社会的な注目を集めました。それにもかかわらず、同様の手口による事件がいまだに後を絶たないことに、手続きの専門家として深く考えさせられます。

このような事件が起こるなか、AIの進化によって「登記申請書の作成を含め、司法書士の業務はいずれ代替できるのではないか」という議論が持ち上がります。確かに生成AIは登記申請書の自動作成、制度に則った事務的処理を行うところにおいては、極めて高い精度で作業をこなすことが可能だと考えられます。その意味で、司法書士の一部業務、特に定型的・反復的な書類作成は、AIに取って代わられるものだと思います。

しかし、ここで重要なのは「責任」の所在ではないでしょうか。つまりAIがいかに正確に書類を作成して迅速に登記手続きを完了させたとしても、その業務の内容について法的な問題の有無を検証したり、万が一不備があった際に責任を負うことはありません。ましてや所有者が真正かどうかなど形式的に書類が整っていれば疑うことはないでしょう。

依頼者自身がAIを使って登記書類を作成する時代が来たとしても、その内容に誤りがあれば最終的に不利益を被るのは依頼者自身です。だからこそ専門家である司法書士に依頼しその責任を明確にすることが依頼者には必要なのではないかと考えます。

我々司法書士は、単なる書類作成者ではなく法的な責任の盾でなければなりません。AIが進化しても、それを使いこなし依頼者に代わって責任を果たす人間の存在は不可欠であり、地面師詐欺事件のような事案が起こる度に、まさにここに司法書士の存在意義があるのだと改めて強く実感させられます。



代表社員 上田 茂

ひかりアドバイザーグループ
ひかり司法書士法人



■「ステップアップ上場」のすすめ

東京証券取引所が運営するTOKYO PRO Market (TPM) は、特定投資家等（いわゆるプロ投資家）向けの株式市場です。一般の投資家は参加できず、機関投資家や特定の条件を満たしたプロ投資家のみが取引できます。上場基準が緩和されており、東証スタンダードや東証グロスなどの一般市場よりも上場しやすいという特徴があります。

具体的には、一般市場では上場基準として株主数や流通株式などの形式基準が存在しますが、TPMでは形式基準がなく実質基準のみとなります。また上場前の監査法人による監査期間は、一般市場では最近2年間であるのに対して、TPMでは最近1年間のみで良いとされるなど、制度上、一般市場よりもリーズナブルに上場できる市場となっています。

近年、その手軽さからTPMへの上場会社が下表のように急速に増えていますが、TPMを足掛かりにして、さらに一般市場への上場を果たした会社が11社あります。いわゆる「ステップアップ上場」を果たした会社です。

TPMから東証スタンダードや東証グロスへの上場、TPMから名証スタンダードや名証ネクストを経由して東証グロスへ上場した会社など、ステップアップのプロセスは様々ありますが、いずれもまずはTPMへの上場によって一定水準の適時開示体制を含めた上場会社に求められる経営管理体制を整え、そのベースを更に発展させて一般市場への上場を果たすという戦略的なステップアップを図られています。

企業成長においては、その基盤となる経営管理体制が不可欠となりますが、TPMを足掛かりにした一般市場への上場は、成長度合いに応じて一歩ずつ着実にステップアップするのに適したプロセスと考えられますので、ご検討されてみてはいかがでしょうか。



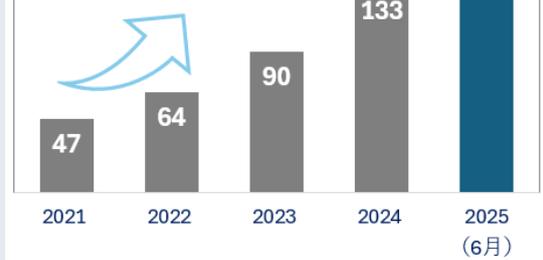
ひかりアドバイザーグループ

ひかり監査法人

代表社員 岩永 憲秀



TPM 上場会社数の推移



■ストレスチェックの義務化の動きとその実務対応

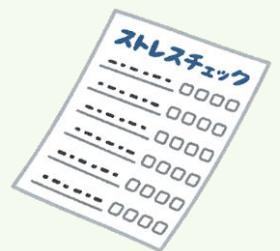
2025年5月、厚生労働省はストレスチェック制度の義務化対象を、従業員50人未満の事業場にも拡大する方針を発表しました。今後3年以内に法制化される見通しであり、これまで対象外だった中小企業においても、メンタルヘルス対策の体制整備が求められることとなります。

ストレスチェック制度は2015年に導入されたメンタルヘルス対策の一つで義務化から10年が経過しましたが、「形式的な実施にとどまっている」「実施後の対応が不十分」といった声も多く、本来の目的が十分に果たされていない事例も少なくありません。

そもそもストレスチェック制度は、単に従業員のストレス状態を測定するだけでなく、組織全体のストレス要因を可視化し、職場環境を改善することを目的としています。制度を正しく理解し、実効性のある形で運用することが重要です。

今回の制度拡大により、メンタルヘルス対策の必要性は中小企業にも広がっていくこととなりますが、「どう進めてよいか分からない」「産業医がない」「体制が整っていない」といった課題に直面する事業場が増えることも想定されます。

例えば、2020年に施行されたパワーハラスメント防止法により、相談窓口の設置が全企業に義務付けられた際には、「社内の人には相談しにくい」「中立的な第三者に任せたい」といった理由から、我々社会保険労務士にハラスメント相談窓口業務を委託したいとする依頼が増加しました。こうした実績から考えても、ストレスチェックの運用や結果分析についても、同様に我々が支援できる領域になるのではないかと感じています。



代表社員 徳光 耕嗣

ひかりアドバイザーグループ

ひかり社会保険労務士法人

ストレスチェック制度は、単なる年中行事ではなく、人材の定着、生産性の向上、職場リスクの軽減を図るうえで、人事戦略の一環として活用すべきツールです。今回の制度拡大を契機に、「やらなければならないもの」から「活用すべきもの」へと転換できるかどうか企業が持続的成長を左右するといっても過言ではありません。

ストレスチェック制度の運用支援や、ハラスメント相談窓口の外部対応についても、ひかり社会保険労務士法人にご相談ください。安心して働ける職場づくりの実現に向けて、引き続き実務に根ざした支援を行ってまいります。

■何か変わるらしい？行政書士法改正行

2025年6月6日、行政書士法の改正案が参院本会議で可決・成立し、2026年1月1日から施行されることになりました。

「ほほう。」と思いながら内容を見てみたら、こんな感じでした。

正直な感想をぶっちゃけたいと思いますが、どこかなんか立派なところから怒られたりしませんように・・・。



1. 行政書士の使命・職責の明記

デジタル社会の進展を踏まえた職責が、新設条文として明記されることになりました。「ICTを活用して社会や行政のDX化に対応し、国民の利便性や業務の改善に努めること」が趣旨であるようです。ICT（情報通信技術）の活用なんて、現場では当然に鋭意対応中ですが、「時代に即した職域を意識してますよ。」っていうアピールのようにも見えるのはうがった見方ですか？とはいえ、士業法でデジタル社会への対応が明文化されたのは初めてとのことで、ちょっと気になるポイントでもあります。

2. 特定行政書士の業務範囲の拡大

行政不服申立ての代理が「行政書士が作成した書類」に限らず「行政書士が作成することができる許認可等の書類」に拡大されました。なのですが、拡大されたとしても、正直実務上は非常に限定的で、そこまでインパクトがあるわけでもなく、不許可が出た後の対応よりも、不許可が出ないように事前に動くのが私たちの腕の見せ所だと思っております。

3. 業務の制限規程の趣旨の明確化

行政書士資格がない個人や法人が業務を行うことに対して、その制限・趣旨が明文化されました。これは他土業との業際問題や独占業務を意識したものでしょうが、依頼者にとっては「誰がやるか」より「ちゃんとやってくれるか」が重要ですよ。結局、看板よりも中身で勝負するべきだと再確認させていただきました。



4. 両罰規程の整備

無資格者による業務や名称使用の違反について、個人だけでなく法人も処罰される両罰規定が整備されました。これもまた業際・独占業務問題の延長線上のお話です。「行書の政治連盟頑張るやん。」というのが率直な感想です。

ICTの活用や取り組みは、依頼者の負担や利便性などを考えれば、行政書士としても当然に果たすべき責務だと思いますが、その先にあるDX化にはまだまだ程遠いのかなとは思っています。単なるICTの活用や電子化を超えて「DX化＝業務のあり方そのものの見直しや新しいビジネスモデルの創造」が求められているということなのだろうと思います。

「電子申請や電子契約、クラウドストレージ、WEB面談など対応してるのでOK」じゃなくて、私たち行政書士個人個人が「これからの行政書士はDXで何するん？」を問われているような気がしています。僕自身の明確な答えはまだ出ていませんが、制度で守られる時代から、選ばれる新しいサービスの再構築が急務なんだろうと感じています。



HAG ひかりアドバイザーグループの職員全体会議を実施しました

7月からひかりアドバイザーグループは新年度がスタートし、去る7月18日にグループの全体会議を実施しました。

各法人代表による前年度の業績報告や新年度の取組みについての発表があり、それぞれの法人に所属する職員においては、自身の所属法人以外の他法人の事業運営について、広く情報共有がなされました。

全体会議の後の懇親会では、普段は直接会う機会の少ない他法人メンバーとの交流を深めたほか、大阪万博ペアチケットなど豪華賞品の当たるクイズ大会では、最近流行りの生成AIが画像加工した役員の顔当てクイズが出題されるなど、大いに盛り上がった会となりました。

来年4月にはHAGグループ結成20周年を迎える年度となり、改めて今年度もグループの強みを活かし、お客様に高品質なサービスを提供していくことを誓い合いました。

